

# グッドニュースⅡ

変額個人年金保険GF(Ⅱ型)〈年金原資保証特約(Ⅱ型)付加〉

現在、この商品は新規・増額のお取り扱いをしておりません。

## ご契約者 さまへのご案内

- 契約概要
- 注意喚起情報
- 主な送付書類と送付時期
- 契約締結後の各種お手続き方法に関するご案内



GOOD NEWS II

※ 当資料は2009年9月時点の商品内容をご案内しております。商品改訂等により、ご契約時の商品内容と異なる場合がありますのでご注意ください。なお、商品内容の詳細等につきましては、ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。また、2010年4月1日に「保険法」が施行され、ご契約のお取り扱いが一部変更になりました。ご契約後に「保険法施行に伴う取扱変更に関する特則」を送付しておりますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせてご覧ください。

募集代理店

引受保険会社



東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社  
〒141-6008  
東京都品川区大崎二丁目1番1号ThinkPark Tower  
TEL.03-6420-4000(大代表)  
ホームページ <http://www.tmn-financial.co.jp>

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは

ご契約者さま専用  
テレホンサービス

0120-155-730

受付時間:月～金 / 9:00～17:30  
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)

## 1.引受保険会社の商号と住所等について

【商号】東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社(以下「当社」といいます)

【住所】〒141-6008 東京都品川区大崎二丁目1番1号ThinkPark Tower

TEL.03-6420-4000(大代表) ホームページ <http://www.tmn-financial.co.jp>

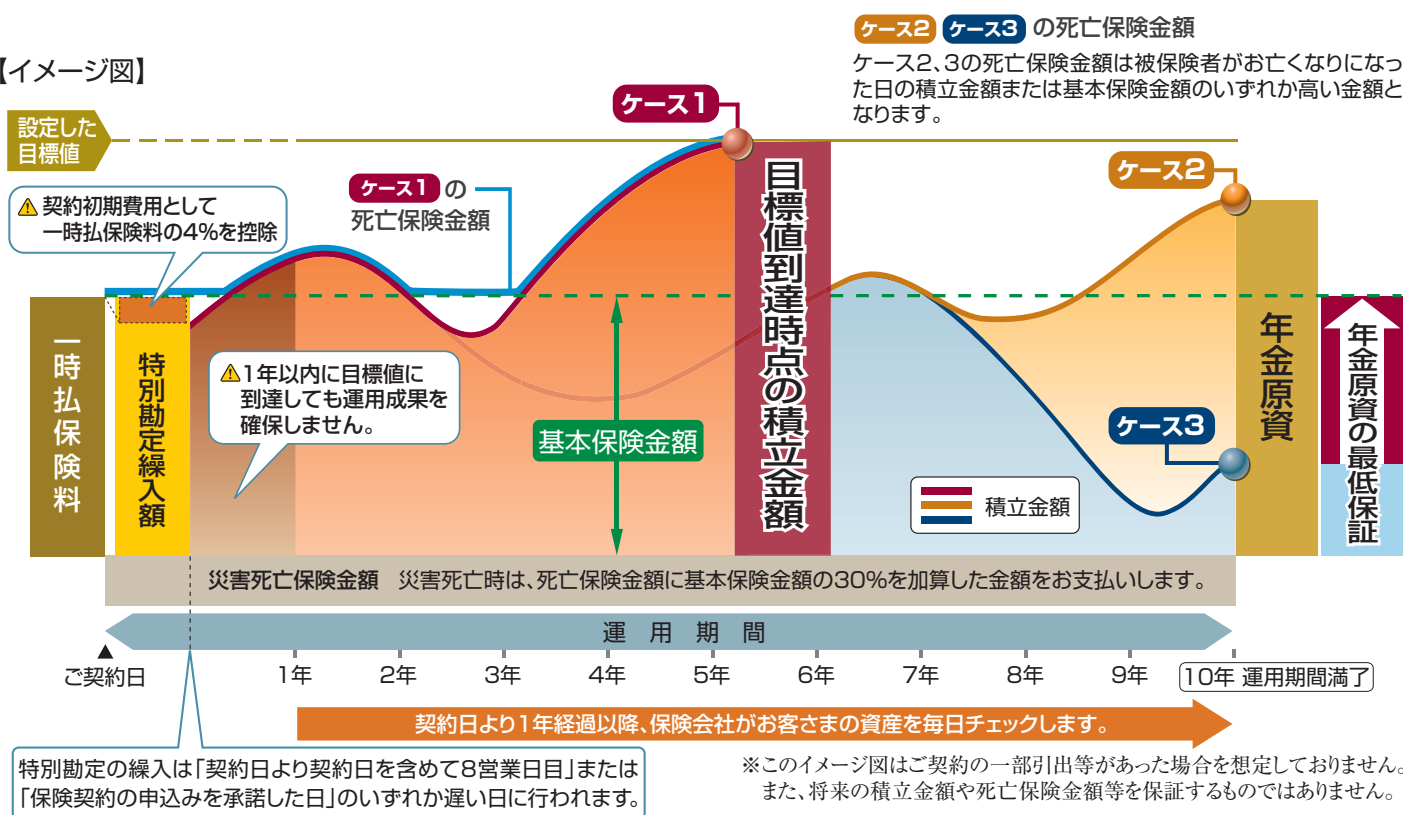
## 2.商品のしくみについて

●保険商品の名称(正式名称)：変額個人年金保険GF(Ⅱ型)〈年金原資保証特約(Ⅱ型)付加〉

●商品の特徴

- ・この商品は、将来受け取る年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険(年金保険)です。特別勘定は投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この商品には価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・金利変動リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券価格の下落・為替の変動等により、解約払戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回る可能性があります。
- ・ご契約時において年金額は確定していません。将来お受け取りになる年金額は年金支払開始日の前日の積立金額および年金支払開始日の予定利率等に基づいて計算した金額となります。
- ・死亡保険金と運用期間満了時の年金原資は基本保険金額が最低保証されます。また、契約日より1年経過以降、運用期間中に積立金額が目標値に到達した時点で、一般勘定に移行することにより運用成果を確保します。

【イメージ図】



## 3.年金のお受取りについて

	年金受取*1	一括受取(年金支払開始前)
<b>ケース1</b> 運用期間中に積立金額が目標値に到達した場合	据置期間付確定年金*2	年金支払に代えて、据置期間付確定年金の積立金額をお受け取りいただけます。
<b>ケース2</b> 運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額を上回った場合	確定年金	年金支払に代えて、運用期間満了時の積立金額をお受け取りいただけます。
<b>ケース3</b> 運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額を下回った場合		年金支払に代えて、基本保険金額(一時払保険料相当額)をお受け取りいただけます。

\*1 年金支払期間は5・10・15・20・25・30・36年の中からご選択いただけます。

\*2 正式名称: 災害死亡保障型据置期間付確定年金

## 4.被保険者が万が一お亡くなりになった場合の保障内容について

死亡保険金	運用期間中	「被保険者がお亡くなりになった日の積立金額」または「基本保険金額(一時払保険料)」のいずれか高い金額を死亡保険金としてお支払いします。
	据置期間中	被保険者がお亡くなりになった日の据置期間付確定年金の積立金額をお支払いします。
災害死亡保険金	運用期間中および据置期間中	被保険者が不慮の事故等でお亡くなりになった場合は死亡保険金額に災害死亡保険金額(基本保険金額の30%)を加算してお支払いします。
死亡一時金*	年金支払開始後	年金支払開始後に被保険者がお亡くなりになった場合、年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

\*死亡一時金のお支払いに代えて、年金受取人に引き続き年金をお支払いすることもできます。年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人にお支払いします。

**⚠** 責任開始期の属する日から被保険者が2年以内に自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなどは、死亡保険金のお支払いができません(詳しくは「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)。

## 5.ご契約のお取り扱いについて

契約形態(ご契約時)	契約者=被保険者=年金受取人
加入年齢(被保険者)	15歳~75歳(満年齢)
保険料(基本保険金額)	200万円~5億円(1,000円単位)
保険料払込方法	一時払のみ
運用期間	10年のみ
年金支払開始年齢	25歳~85歳(満年齢)
目標値の設定	110%~140%(10%単位)の範囲で設定していただけます。目標値到達前であれば目標値の変更が可能です。
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の血族から指定

\*年金支払開始時期については、運用実績に応じて異なることがあります。

## 6.付加できる特約について

この保険は次の特約が付加できます。

年金支払特約	この特約は死亡保険金について、一括でのお支払いに代えて年金の方法によりお支払いする特約です。
指定代理請求特約	年金受取人が年金を請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することができます(被保険者と年金受取人が同一人の場合に付加できます)。

\*詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 7. 解約払戻金・配当金について

- **解約払戻金**  
解約払戻金額は当社が解約にかかわる必要書類(当社が定める書類)を受け付けた日(解約日)の積立金額となります。解約払戻金額には最低保証はありませんので、特別勘定の運用実績によっては一時払保険料相当額を下回ることがあります。
- **配当金**  
この保険には、配当金はありません。

## 8. 特別勘定(ファンド)について

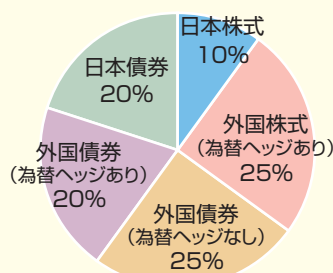
特別勘定の名称	資産運用関係費用	運用会社	投資対象となる投資信託
GN世界バランス35	年率0.2625% (税抜 年率0.25%)程度	東京海上アセットマネジメント投信	TMA世界バランスファンド35VA*

\* 適格機関投資家限定

### GN世界バランス35

#### 【運用方針】

国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託へ投資を行い、リスクを抑えながら中長期的な資産の成長を目指します。基本資産配分は、日本株式10%、外国株式(為替ヘッジあり)25%、外国債券(為替ヘッジなし)25%、外国債券(為替ヘッジあり)20%、日本債券(短期金融資産を含む)20%です。



#### <参考>各資産ごとの運用の特色

- 日本株式** 東証株価指数(配当込みTOPIX)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 日本債券** NOMURA-BPI総合指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外国株式 (為替ヘッジあり)** MSCIコクサイ インデックス(円ヘッジ・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外国債券 (為替ヘッジなし)** シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外国債券 (為替ヘッジあり)** シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

⚠ 特別勘定の詳細は「特別勘定のしおり」でご確認ください。

- **特別勘定(ファンド)への繰入額・繰入日は次のとおりです。**  
一時払保険料から契約初期費用を差し引いた額が、「契約日より契約日を含めて8営業日目」または「東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社が保険契約の申込みを承諾した日」のいずれか遅い日のユニットプライスで、その日末に特別勘定に繰り入れられます。
- **特別勘定(ファンド)に属する資産の種類およびその評価方法は次のとおりです。**  
特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果を積立金の増減に反映させます。有価証券については時価評価を行います。それ以外についてはその他の評価方法によるものとします(詳しくは「ご契約のしおり・約款」の『特別勘定における資産運用』をご覧ください)。

この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。  
資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

## 9. 諸費用について

費用の詳細については、次ページ「注意喚起情報『ご負担いただく費用について』」をご覧ください。

## ご負担いただく費用について

この商品では、以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

	費用	内容	ご負担いただく時期
ご契約時	<b>【契約初期費用】</b> 一時払保険料の <b>4.0%</b>	当保険の新契約成立等のために必要な費用です。	ご契約時、特別勘定(ファンド)への繰入前に、一時払保険料から控除します。
運用期間中	<b>【保険関係費用(保険契約管理費)】</b> 特別勘定の純資産総額に対して年率 <b>2.7%</b>	当保険の維持管理や死亡・災害死亡の保障等に必要な費用です。	特別勘定(ファンド)の純資産総額に対して <b>2.7%/365</b> を乗じた金額を毎日控除します。
	<b>【資産運用関係費用*(資産運用管理費)】</b> 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率 <b>0.2625%</b> (税抜 年率 <b>0.25%</b> )程度	特別勘定の運用にかかる費用で特別勘定が投資対象とする投資信託の信託報酬等が含まれます。	特別勘定(ファンド)の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して <b>0.2625%</b> 程度/365を乗じた金額を信託報酬として毎日控除します。
年金支払期間中	<b>【保険関係費用(年金管理費)】</b> 支払年金額に対して <b>1.0%</b>	年金支払の管理にかかる費用です。	年金支払開始日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。

この商品にかかる費用の合計額は、上記「契約初期費用」、「保険関係費用」および「資産運用関係費用」の合計額となります。

\*資産運用関係費用は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額より差し引かれます。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

## 投資リスクについて

この商品は、将来受け取る年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険(年金保険)です。特別勘定は投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この商品には価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・金利変動リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券価格の下落・為替の変動等により、解約払戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回る可能性があります。

## 1.お申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- お申込者またはご契約者は、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」の受領日またはご契約の申込日のいずれか遅い日から起算して、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。この場合、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社(以下「当社」といいます)はお払い込みいただいた金額を全額お返します。

※詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 2.職業について、ありのままをお知らせください(告知義務)。

- 告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものです。ご契約にあたっては、職業について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人(募集代理店)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。  
※当社の確認担当社員などが、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただくことがあります。
- 故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

## 3.保障の開始(責任開始期)は次のとおりです。

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了した時から、当社にご契約上の責任を負います。
- 生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## 4.以下のような場合、保険金<sup>〔死亡保険金〕</sup><sub>〔災害死亡保険金〕</sub>をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺によりご契約が締結され、ご契約が取消しとなった場合や、ご契約者が保険金等の不法取得目的をもってご契約が締結され、ご契約が無効となった場合
- 保険金の免責事由に該当した場合
  - 責任開始日から2年以内の被保険者の自殺
  - ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき 等
- 災害死亡保険金については、責任開始期前に発生した不慮の事故や責任開始期前に発病した感染症を原因とする場合(告知いただいた場合でもお支払いの対象になりません)

※不慮の事故および感染症については普通保険約款 別表1「対象となる不慮の事故」および別表3「対象となる感染症」をご覧ください。

## 5.解約について、次の点にご注意ください。

- 運用期間中に、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合はその保険の持つ効力は全て失われます。
- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持などに必要な費用に充てられます。また、保険料は特別勘定で運用されるため、解約払戻金額は毎日変動します。したがって、解約の時期または運用実績によっては払込保険料を下回る場合があります(解約払戻金額には最低保証はありません)。

### 特別勘定への繰入日以前に解約した場合のお取り扱いについて

保険料を特別勘定(ファンド)へ繰り入れる日(「契約日より契約日を含めて8営業日目」または「当社が保険契約の申込みを承諾した日」のいずれか遅い日)以前に、当社が解約にかかわる必要書類(当社が定める書類)を受け付けた場合、一時払保険料相当額を全額お支払いします。  
※クーリング・オフによるお申込みの撤回等とは取り扱いが異なりますのでご注意ください。

## 6.この商品では、特別勘定による資産運用を行います。

- 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針など、資産運用に関する事項については「契約概要『8. 特別勘定(ファンド)について』」でご確認ください。

## 7.当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL.03-3286-2820)までお問い合わせください。

## 8.ご契約の乗換えにより、不利益となることがあります。

- 現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金額は払込保険料総額より少ない金額となります。上記のほか、現在ご契約の配当請求権が消滅したり、新契約が告知内容などによりお引き受けできないことなど、お客さまに不利益となる場合があります。

## 9.この商品は生命保険商品です。

- この商品は、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

## 10.借入金を前提としたお申込みはお取り扱いしていません。

- 銀行等から融資を受けて保険料に充当した場合、運用実績によっては解約時の払戻金等で借入元利金の完済ができなくなる恐れがあります。このため、当社では、借入金を保険料に充当することが前提となっているお申込みはお取り扱いできません。

## 11.税金のお取り扱いはこちらのとおりです。

- お払い込みになった保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となります。ただし、この保険の保険料の払込方法は一時払に限定されておりますので、一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。
- ご契約から5年以内に解約された場合には、解約差益に対し、一律20%の源泉分離課税が適用されます。5年をこえて解約した場合には、所得税(一時所得)が課されます。
- 死亡保険金お受取時の課税については、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)、贈与税が課されます。
- 年金お受取時の課税については、年金受取人が契約者と同一人か別人かによって所得税(雑所得)、贈与税が課されます。
- 平成25年から平成49年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、復興特別所得税が課されます。

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

上記内容は、平成24年1月現在における税務取り扱いに基づいて作成しており、全ての情報を網羅するものではありません。将来税制の変更により計算方法・税率等が変わる場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税務取り扱いについては所轄の税務署等にご確認ください。

## 12.保険金等のお支払事由が発生した場合、すみやかにご連絡ください。

お支払事由が発生した場合、すみやかにご連絡ください。

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご契約者さま専用テレホンサービス(☎ 0120-155-730)にご連絡ください。

請求手続について

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」および当社ホームページ(<http://www.tmn-financial.co.jp>)にも記載しておりますので、併せてご確認ください。

ご住所等を変更された場合、必ずご連絡ください。

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

## 13.生命保険に関する苦情やご相談につきましては、東京海上日動フィナンシャル生命までご連絡ください。

生命保険に関する苦情相談は

お客さま相談窓口

☎ 0120-433-447

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは

ご契約者さま専用テレホンサービス

☎ 0120-155-730

受付時間：月～金／9:00～17:30(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス;<http://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」もご覧ください。

## ご契約後、ご契約いただいた年（東京海上日動フィナンシャル生命よりすでに郵送いたしております。）

### 【ご契約後】

- 「個人年金保険証券」

### 【ご契約いただいた年】

- 「生命保険料控除証明書」
  - 1月～9月契約……………10月下旬に発送
  - 10月～12月契約…ご契約月の翌月下旬に発送



「個人年金保険証券」



「生命保険料控除証明書」

## 運用期間中（東京海上日動フィナンシャル生命より郵送いたします。）

### 【すべてのご契約者にお届けする書類】

- 「ご契約状況のお知らせ」……………年4回、1月中旬・4月中旬・7月下旬・10月中旬に発送  
※1月1日、4月1日、10月1日時点の情報についてはハガキ、7月1日時点の情報については、年1回「特別勘定の現況 兼 特別勘定レポート」を同封して封書でお届けいたします。
- 「特別勘定の現況 兼 特別勘定レポート」……………年1回、7月の「ご契約状況のお知らせ」と合わせて郵送いたします。

### 【特定のお取り引きをされたご契約者にお届けする書類】

- 目標値の変更を行った場合 「目標値の変更」に伴う生命保険手続完了のご案内
- 積立金の一部引出を行った場合 「積立金の一部引出」に伴うお支払のご案内
- 解約された場合 「解約」に伴うお支払のご案内

### 【希望されたご契約者にお届けする書類】

- 「ホームページ用パスワード発行のお知らせ」

### 【運用成果を確保したご契約者にお届けする書類】

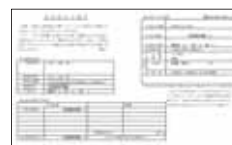
- 「目標到達のお知らせ」  
ご契約日から1年経過以降、運用成果を確保した場合に郵送いたします。

### 【保険金のお支払い時にお受け取りいただく書類】

- 「保険金のお支払のご案内」  
運用期間中および据置期間中に被保険者がお亡くなりになり、死亡保険金をお支払いする場合に郵送いたします。



「目標到達のお知らせ」



「保険金のお支払のご案内」

## 年金受取開始前・開始後（東京海上日動フィナンシャル生命より郵送いたします。）

- 「年金支払開始のご案内」……………年金受取開始前に郵送いたします。
- 「年金証書」……………年金受取開始後に郵送いたします。

上記送付書類の種類および内容については将来変更される可能性がありますのでご了承ください。

ご契約者さまの各種照会・請求手続きは  
「東京海上日動フィナンシャル生命(引受保険会社)」が承ります。



## 東京海上日動フィナンシャル生命のご契約者さま専用テレホンサービス

契約内容のご確認、各種お手続きのご案内について、専任のオペレーターが承ります。



**0120-155-730**

受付時間 月～金／9:00～17:30  
(祝日、12月31日～1月3日を除く)



## 東京海上日動フィナンシャル生命のインターネットサービス

<http://www.tmn-financial.co.jp>

ホームページ(ご契約者さま専用ページ\*)にて、積立金額や解約払戻金額等の契約内容を一覧形式でご確認いただけます。  
データは毎営業日に更新されますので、最新の情報をご覧いただくことができます。

\*ご利用には、ログインIDとパスワードが必要となります。ログインIDとパスワードはご希望のご契約者に送付させていただきます。発行のお手続きについては、ご契約成立後に送付した「個人年金保険証券」に同封されていた書類にてご確認ください。

# 契約締結後の各種手続き方法に関するご案内

契約締結後の契約内容照会や各種変更・請求手続きは「ご契約者さま専用テレホンサービス」、  
「東京海上日動フィナンシャル生命のホームページ」で承ります。以下の内容は、将来変更される可能性があります。

お手続き内容	お手続き方法			お手続きに必要な書類
	ホーム ページ	テレホン サービス	書類の ご提出	
住所(電話番号)の変更	●*	●	●	住所変更届
目標値の変更	●*	●	●	目標値変更請求書
生命保険料控除証明書の再発行	●*	●		(書類のご提出は不要です。)
ログインID・パスワードの 発行・再発行	●	●	●	①ログインID・パスワード発行請求書 ②ご契約者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
改姓・改名			●	①改姓・改名請求書 ②保険証券 ③改姓・改名の事実が記載された本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
契約者変更(通常の場合)			●	①名義変更・訂正・保険証券再発行請求書 ②保険証券 ③現契約者の印鑑証明書(発行日より3か月以内) ④新契約者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
契約者変更(契約者死亡の場合)			●	①名義変更・訂正・保険証券再発行請求書 ②保険証券 ③解約払戻金額に応じ、相続人代表者とその他相続人1名または相続人 全員の印鑑証明書(発行日より3か月以内) ④新契約者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど) ⑤相続人からの請求に伴う確認書 ⑥契約者死亡の事実が記載された戸籍謄本および相続人全員が記載さ れた戸籍謄(抄)本(発行日より3か月以内)
受取人変更 (死亡保険金受取人、年金受取人)			●	①名義変更・訂正・保険証券再発行請求書 ②保険証券 ③受取人の続柄と基本保険金額に応じ、ご契約者の印鑑証明書 (発行日より3か月以内)
保険証券再発行			●	①保険証券再発行請求書 ②ご契約者の本人確認書類(印鑑証明書など)
積立金の一部引出			●	①積立金一部引出請求書 ②保険証券 ③払戻金額に応じた、ご契約者の本人確認書類(印鑑証明書など)
年金支払期間の変更			●	①契約内容変更・訂正請求書 ②保険証券
災害死亡保障型据置期間付 確定年金への移行(任意移行)			●	①契約内容変更・訂正請求書 ②保険証券 ③ご契約者の運転免許証のコピーなど
年金支払特約の中途付加・解約			●	①年金支払特約 内容変更請求書 ②保険証券 ③死亡保険金受取人を同時に変更する場合、受取人の続柄と基本保険金 額に応じ、ご契約者の印鑑証明書(発行日より3か月以内)
年金支払特約の内容変更			●	①年金支払特約 内容変更請求書 ②ご契約者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
指定代理請求特約の中途付加			●	①指定代理請求特約 内容変更請求書 ②保険証券
指定代理請求人の変更・ 指定の撤回			●	①指定代理請求特約 内容変更請求書 ②保険証券 ③基本保険金額が2,000万円超の場合、ご契約者の印鑑証明書 (発行日より3か月以内)
解約			●	①解約請求書 ②保険証券 ③保険証券添付の有無・払戻金額に応じた、ご契約者の本人確認書類 (印鑑証明書など)
保険金請求			●	請求事由によって必要な書類をご案内いたしますので、「ご契約者さま専 用テレホンサービス」までご連絡ください。

以上の必要書類以外に、他の書類をご提出いただく場合がございます。

※各種ご請求・変更等お手続きの詳細につきましては、ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」にてご確認くださいか、  
「ご契約者さま専用テレホンサービス」(☎0120-155-730)までご連絡ください。  
※お手続きに必要な書類は、東京海上日動フィナンシャル生命より郵送いたします。  
※お問い合わせの際は、証券番号がわかるもの(保険証券など)をお手元にご準備ください。